

京都市訓令甲第 23 号

消 防 局

京都市消防局長専決規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市長 門 川 大 作

第3条第65号中「及び防災行政無線施設」を削る。

第4条後段中「, 室長」を削る。

第7条第1項本文中「(防災危機管理室長を含む。以下同じ。)」を削り, 同項ただし書を削る。

附 則

この訓令は, 平成24年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)